

熊本県告示第844号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年6月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
谷崎デイサービスセンター 玉名郡南関町大字相谷1816番地1	有限会社ケアシステム・ピュア	平成17年6月13日

公 告**熊本県公告第504号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成17年6月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字杉堂字萩原618番
2,621.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字平田1242番地
津崎 幸司

登 載 依 頼**熊本県卸売市場審議会公告第2号**

熊本県卸売市場審議会専門委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。

平成17年6月27日

熊本県卸売市場審議会会長 山 内 良 一

- 1 開催日時
平成17年7月4日（月）
午前9時から午前11時まで
- 2 開催場所
熊本市田崎町484番地
熊本地方卸売市場大会議室（市場会館4階）
- 3 議題
(1) 第8次熊本県卸売市場整備計画骨子案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県卸売市場審議会事務局（熊本県農政部農業団体金融課農済・市場班）
(096-383-1111 内線5335)

熊本県保健医療推進協議会公告第1号

熊本県保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成17年6月27日

熊本県保健医療推進協議会 会長 二 塚 信

- 1 開催日時
平成17年7月4日（月）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所

熊本市東町四丁目 10-1
グランド肥後

3 議題

- (1) 第4次熊本県保健医療計画について
(2) その他

4 傍聴者の定員
10人

5 傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部地域医療推進課）
（電話 096-383-1111 内線 7054）

熊本県収用委員会公告第 40 号

公 示 に よ る 通 知

熊本県球磨郡五木村甲字松本 3488 番 2 の土地所有者
土地登記簿表題部所有者欄記載
氏名 村境太藏
存否不明

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 17 年 6 月 16 日付け熊収第 19 号の 4 の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用案件の審理開催通知書）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成 17 年 7 月 11 日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成 17 年 6 月 27 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県収用委員会公告第 41 号

公 示 に よ る 通 知

熊本県球磨郡五木村乙字高野鶴 492 番 1 の土地所有者
土地登記簿表題部所有者欄記載
(1) 氏名 鬼塚奥七（持分 4 分の 1）
存否不明

(2) 氏名 兼田文七（持分 4 分の 1）
存否不明

(3) 氏名 荒川市内（持分 4 分の 1）
存否不明

(4) 氏名 中村二八（持分 4 分の 1）
存否不明

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき上記 4 名の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 17 年 6 月 16 日付け熊収第 11 号の 4 の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用案件の審理開催通知書）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成 17 年 7 月 11 日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成 17 年 6 月 27 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県収用委員会公告第 42 号

公 示 に よ る 通 知

熊本県球磨郡五木村甲字溝口 3582 番の土地所有者
土地登記簿表題部所有者欄記載

(1) 氏名 木野兵八（持分 10 分の 1）
存否不明

(2) 氏名 山下伝十（持分 10 分の 1）
存否不明

(3) 氏名 豊永平六（持分 10 分の 1）

- 存否不明
 (4) 氏名 犬童金七 (持分 10 分の 1)
 存否不明
 (5) 氏名 大石大七 (持分 10 分の 1)
 存否不明
 (6) 氏名 石橋伝七 (持分 10 分の 1)
 存否不明
 (7) 氏名 田中伝七 (持分 10 分の 1)
 存否不明
 (8) 氏名 森川茂七 (持分 10 分の 1)
 存否不明
 (9) 氏名 森山段七 (持分 10 分の 1)
 存否不明
 (10) 氏名 川辺惣七 (持分 10 分の 1)
 存否不明

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき上記 10 名の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 17 年 6 月 16 日付け熊収第 12 号の 4 の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用案件の審理開催通知書）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成 17 年 7 月 11 日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成 17 年 6 月 27 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県収用委員会公告第 43 号

公 示 に よ る 通 知

熊本県球磨郡五木村甲字溝口 3648 番 2 の土地所有者

土地登記簿表題部所有者欄記載

氏名 田中与七

存否不明

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 17 年 6 月 16 日付け熊収第 29 号の 4 の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用案件の審理開催通知書）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成 17 年 7 月 11 日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成 17 年 6 月 27 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県収用委員会公告第 44 号

公 示 に よ る 通 知

熊本県球磨郡五木村乙字久領 307 番の土地所有者

土地登記簿表題部所有者欄記載

氏名 土屋熊吉外 21 名

存否不明

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成 17 年 6 月 16 日付け熊収第 23 号の 4 の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用案件の審理開催通知書）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成 17 年 7 月 11 日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成 17 年 6 月 27 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県収用委員会公告第 45 号

公 示 に よ る 通 知

熊本県球磨郡五木村乙字久領 315 番 2 及び 356 番 2 の土地所有者

土地登記簿表題部所有者欄記載

氏名 山下甚吉